

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	奈良歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 奈良県歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
歯科衛生士専門課程	歯科衛生士学科	夜・通信	11 単位 (245 単位時間)	10単位 (240単位時間)	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					
()内の数字は、令和8年4月1日施行の「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第2条（経過措置）に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.dental-hygienist.nara.jp/disclosure/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	奈良歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 奈良県歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	自己評価を基に（1）教育目的、（2）教育方法・内容、（3）ガバナンス、（4）その他、学校運営の改善と発展について、学生が関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育を享受できるよう審議し、理事会・教員会等で今後の課題と対策を検討されるよう評価報告書を作成・公開する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
一般社団法人 奈良県歯科衛生士会 会長	2025. 7. 1 ～ 2027. 6. 30	企業等委員
奈良歯科衛生士専門学校同窓会 会長	2025. 7. 1 ～ 2027. 6. 30	卒業生
(備考)		

様式第2号の3 【(3) 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	奈良歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 奈良県歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

本校は奈良県歯科医師会立学校として、教育理念を実現するために次のことを教育目標とする。

〔1〕 歯科衛生をめぐる多様なニーズが期待されているなかで、教養科目を基礎として、歯科口腔衛生に関する高度な専門知識と技術を習得させる教育を重視する。

〔2〕 社会の動向を把握すると共に時代の要請に対応出来る実践力と、人の心の痛みがわかる豊かな人間性と社会性を備えもつ医療人を育成する。

〔3〕 歯科医師又は異なる職種のスタッフ（他の医療従事者や福祉従事者）と連携して、地域における歯科保健医療と福祉の向上に貢献できる歯科衛生士を育成する。

上記の本校が定めた教育目標を達成できるよう教育課程を編成し、編成にあたっては、企業等から有識者を委員として迎え、講義・実習等の編成についての助言を頂き、より良い職業教育が行えるようにする。

教員会は教育課程編成委員会の提案に基づき、教育課程の編成の改善について検討・決定を行い、歯科衛生士学科の教育課程の編成の改善を行う。

教員会や教育課程編成委員会にて検討した「授業の方法」「授業の内容」「授業計画」「到達目標」「評価方法」「実務経験のある教員による授業科目である旨」の記載のあるシラバスは、毎年4月に公表している。

授業計画書の公表方法	https://www.dental-hygienist.nara.jp/disclosure/
------------	---

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

成績の評価は学科試験、実習の状況、提出物、出席状況を総合的に判断して実施する。

80 点以上を優、79 点から 70点を良、69点から 60点を可、60点未満を不可とし、優、良及び可を合格とし、当該科目の単位を与える。

また、各授業科目について、出席日数が授業時間数の3分の2に達しない学生は学科試験を受験することができない。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

各授業科目において、学科試験、実習の状況、提出物、出席状況を総合的に判断して算出した成績評価点(100点満点)について、当該学年の全科目分を合計して平均を算出する。

これを基に、成績の分布状況を把握する。なお、令和元年度より実施し、算出方法については、本校HPにて公表する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://www.dental-hygienist.nara.jp/disclosure/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校は、歯科医学の学術進歩に伴う専門的知識と技術を習得し、歯科衛生医療技術者の一員として、人類の幸福に貢献できる能力を養うと共に、人の心の痛みが分かる人間性豊かな社会性を身に付ける事を教育の理念としている。

そのため、本校は、歯科医師会立学校として教育理念を実現するために、次のことを教育目標とする。

- 1) 歯科衛生をめぐる多様なニーズが期待されるなかで、教養科目を基礎として、歯科口腔衛生に関する高度な専門知識と技術を習得させる教育を重視する。
- 2) 社会の動向を把握すると共に時代の要請に対応できる実践力と、人の心の痛みが分かる豊かな人間性と社会性を備え持つ医療人を育成する。
- 3) 歯科医師又は異なる職種のスタッフ(他の医療従事者や福祉従事者)と連携して、地域における歯科保健医療と福祉の向上に貢献できる歯科衛生士を育成する。

これらを実践する本校教育課程を修了し、高いスキルとコミュニケーション能力を兼ね備えた歯科衛生士を目指せる能力を持ったものに卒業認定を行う。

そのため、学業成績、出席状況について評定の上、教員会の審議を経て、学校長が卒業を認定する。

また、卒業認定に関する方針は、本校HPにて公表する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.dental-hygienist.nara.jp/disclosure/>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	奈良歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 奈良県歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.dental-hygienist.nara.jp/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	https://www.dental-hygienist.nara.jp/disclosure/
財産目録	-
事業報告書	https://www.dental-hygienist.nara.jp/disclosure/
監事による監査報告（書）	https://www.dental-hygienist.nara.jp/disclosure/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		歯科衛生士専門課程	歯科衛生士学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単 位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	113単位 (2914単位時間)	75単位 (1546単位時間)	2単位 (0単位時間)	32単位 (1368単位時間)	0単位 (0単位時間)	4単位 (0単位時間)
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
105人		106人	0人	5人	54人	59人	
(備考)							
()内の数字は、令和8年4月1日施行の「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第2条（経過措置）に基づき、授業時数を記載している。							

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

本校は奈良県歯科医師会立学校として、教育理念を実現するために次のことを教育目標とする。

〔1〕 歯科衛生をめぐる多様なニーズが期待されているなかで、教養科目を基礎として、歯科口腔衛生に関する高度な専門知識と技術を習得させる教育を重視する。

〔2〕 社会の動向を把握すると共に時代の要請に対応出来る実践力と、人の心の痛みがわかる豊かな人間性と社会性を備えもつ医療人を育成する。

〔3〕 歯科医師又は異なる職種のスタッフ（他の医療従事者や福祉従事者）と連携して、地域における歯科保健医療と福祉の向上に貢献できる歯科衛生士を育成する。

上記の本校が定めた教育目標を達成できるよう教育課程を編成し、編成にあたっては、企業等から有識者を委員として迎え、講義・実習等の編成についての助言を頂き、より良い職業教育が行えるようにする。

教員会は教育課程編成委員会の提案に基づき、教育課程の編成の改善について検討・決定を行い、歯科衛生士学科の教育課程の編成の改善を行う。

教員会や教育課程編成委員会にて検討した「授業の方法」「授業の内容」「授業計画」「到達目標」「評価方法」「実務経験のある教員による授業科目である旨」の記載のあるシラバスは、毎年4月に公表している。

成績評価の基準・方法

（概要）

成績の評価は学科試験、実習の状況、提出物、出席状況を総合的に判断して実施する。

80 点以上を優、79 点から 70点を良、69点から 60点を可、60点未満を不可とし、優、良及び可を合格とし、当該科目の単位を与える。

また、各授業科目について、出席日数が授業時間数の 3 分の 2 に達しない学生は学科試験を受験することができない。

卒業・進級の認定基準

（概要）

本校は、歯科医学の学術進歩に伴う専門的知識と技術を習得し、歯科衛生医療技術者の一員として、人類の幸福に貢献できる能力を養うと共に、人の心の痛みが分かる人間性豊かな社会性を身に付ける事を教育の理念としている。

そのため、本校は、歯科医師会立学校として教育理念を実現するために、次のことを教育目標とする。

1) 歯科衛生をめぐる多様なニーズが期待されるなかで、教養科目を基礎として、歯科口腔衛生に関する高度な専門知識と技術を習得させる教育を重視する。

2) 社会の動向を把握すると共に時代の要請に対応できる実践力と、人の心の痛みが分かる豊かな人間性と社会性を備え持つ医療人を育成する。

3) 歯科医師又は異なる職種のスタッフ（他の医療従事者や福祉従事者）と連携して、地域における歯科保健医療と福祉の向上に貢献できる歯科衛生士を育成する。

これらを実践する本校教育課程を修了し、高いスキルとコミュニケーション能力を兼ね備えた歯科衛生士を目指せる能力を持ったものに卒業認定を行う。

そのため、学業成績、出席状況について評定の上、教員会の審議を経て、学校長が卒業を認定する。

また、卒業認定に関する方針は、本校HPにて公表する。

学修支援等

（概要）

奈良県歯科医師会立奈良歯科衛生士専門学校修学資金貸与制度あり

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
34人 (100%)	0人 (0.0%)	34人 (100.0%)	0人 (0.0%)
（主な就職、業界等） 総合病院、歯科診療所、県下保健所、歯科衛生士専門学校 等			
（就職指導内容） 学生全員の希望がかなうよう、就職相談や就職指導に力を入れている。 就職ガイダンスを開催し、求人と求職のミスマッチングを防ぐため医院見学をして就職先を良く見てから面接を受けている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 本校を卒業すると国家試験の受験資格を取得することができ、国家試験合格者には歯科衛生士免許（厚生労働大臣免許）が与えられる。 本校は国家試験に対して常に万全の体制で取り組んでおり、合格率は極めて高い実績がある。 専門士（歯科衛生士専門課程）の称号附与			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
105人	3人	2.9%
(中途退学の主な理由)		
進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
担任による本人および保護者との面談により随時状況を把握し、連携を取った上で指導を行う。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
歯科衛生士学科	200,000円	500,000円	270,000円	その他は、実習費、施設維持費
修学支援(任意記載事項)				
奈良県歯科医師会立奈良歯科衛生士専門学校修学資金貸与制度あり				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://www.dental-hygienist.nara.jp/disclosure/		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
本校は、自己評価結果を踏まえ、学校関係者評価を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するため、本校に学校関係者評価委員会を置いている。 当委員会においては、自己評価を基に、（１）教育目的、（２）教育方法・内容、（３）ガバナンス、（４）その他、学校運営の改善と発展について、学生が関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育を享受できるよう審議し、評価報告書を作成・公開している。 また、評価報告書を基に、理事会・教員会等で今後の課題と対策を検討し、教育活動に活用している。 当委員会委員は12名以内とし、① 関連業界等関係者、② 卒業生、③ 地域住民、④ 教育に関し知見を有する者、⑤ その他学校長が必要と認める者の区分の中から、学校長が委嘱する委員によって構成される。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
一般社団法人 奈良県歯科衛生士会 会長	2025.7.1 ～ 2027.6.30	関連業界等関係者
地域住民	2025.7.1 ～ 2027.6.30	地域住民
奈良歯科衛生士専門学校同窓会 会長	2025.7.1 ～ 2027.6.30	卒業生
奈良歯科衛生士専門学校 評議員会 議長	2025.7.1 ～ 2027.6.30	その他学校長が必要と認める者
奈良歯科衛生士専門学校 評議員会 副議長	2025.7.1 ～ 2027.6.30	その他学校長が必要と認める者
奈良歯科衛生士専門学校 理事長	2025.7.1 ～ 2027.6.30	その他学校長が必要と認める者
奈良歯科衛生士専門学校 専務理事	2025.7.1 ～ 2027.6.30	その他学校長が必要と認める者
奈良歯科衛生士専門学校 常務理事	2025.7.1 ～ 2027.6.30	その他学校長が必要と認める者
奈良歯科衛生士専門学校 理事	2025.7.1 ～ 2027.6.30	その他学校長が必要と認める者
奈良歯科衛生士専門学校 理事	2025.7.1 ～ 2027.6.30	その他学校長が必要と認める者
奈良歯科衛生士専門学校 理事	2025.7.1 ～ 2027.6.30	その他学校長が必要と認める者
奈良歯科衛生士専門学校 理事	2025.7.1 ～ 2027.6.30	その他学校長が必要と認める者
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://www.dental-hygienist.nara.jp/disclosure/		

(備考)

第三者評価未実施につき、学校関係者評価の内容を記載。なお、第三者評価の実施時期は検討中。

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.dental-hygienist.nara.jp/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	奈良歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 奈良県歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期		後半期		年間	
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		27人	(15人)	26人	(14人)	28人	(15人)
内 訳	第Ⅰ区分	－		－			
	(うち多子世帯)	－		－			
	第Ⅱ区分	－		－			
	(うち多子世帯)	－		(0人)			
	第Ⅲ区分	－		－			
	(うち多子世帯)	(0人)		(0人)			
	第Ⅳ区分（理工農）	0人		0人			
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－		－			
	区分外（多子世帯）	－		－			
家計急変による 支援対象者（年間）						0人	(0人)
合計（年間）						28人	(15人)
(備考)							

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—		
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人		
出席率が「廃止」の基準に該当又は 学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期	

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	—		

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人		
G P A等が下位4分の1	—		
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。